

日立サステナブルエナジー株式会社
「(仮称)八木沢風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成30年5月15日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)八木沢風力発電事業計画段階環境配慮書」について、日立サステナブルエナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場所 : 福島県南相馬市及び相馬郡飯舘村
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出力 : 最大51, 850 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 2月15日
環境大臣意見受理	平成30年 4月20日
経済産業大臣意見	平成30年 5月15日

問合せ先: 電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電話03-3501-1742(直通)

日立サステナブルエナジー株式会社
「（仮称）八木沢風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行い、風力発電設備等について実現可能な事業計画を検討するとともに、保安林等について関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することができないようにすること。

(4) 関係機関等との連携及び住民への説明

今後の更なる事業計画の検討及び実施に当たっては、復興計画や地域利用に係る方針等を踏まえるとともに、地元の地方公共団体含む関係機関等と十分に協議及び調整を行い、避難中の住民を含む、住民への説明や意見の聴取等の関与の機会の確保についても十全を期すこと。

2. 各論

(1)騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には多数の住居が存在しており、工事中及び供用時ににおける騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。また、当該住居ごとの居住状況や帰還の方向性等について、適切に把握することが重要である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居ごとの居住状況や帰還の方向性等について調査を実施するとともに「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には多数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。また、当該住居ごとの居住状況や帰還の方向性等について、適切に把握することが重要である。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居ごとの居住状況や帰還の方向性等について調査を実施するとともに、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)一般環境中の放射性物質について

本事業の実施により、土地の改変、森林の伐採及び工事用資材等の搬出入等を行った場合、放射性物質を含む粉じんの飛散又は降雨等による表土の流出のおそれがある。このため、今後の更なる事業計画の検討及び実施に当たっては、「環境影響評価技術ガイド(放射性物質)」(平成27年3月、環境省)等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、放射性物質の拡散・流出を回避又は極力低減すること。その上で、土地の改変や森林の伐採等に伴う残土や廃棄物の発生が極力抑制されるよう環境保全措置をあらかじめ検討するとともに、残土や廃棄物が発生する場合には、事業者においてその処理計画をあらかじめ明らかにすること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく土砂流出防備保安林等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による河川・沢筋等の動植物の生息・生育環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺ではクマタカの生息及び繁殖行動が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回～第5回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路や無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、「野手上山」、「横川渓谷」等の主要な眺望点及び景観資源が存在しており、眺望点からの景観等に対する影響が懸念される。このため、風力発電

設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係する地方公共団体の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。